

野村証券
 フィデューシャリー・マネジメント部
 高松 博之

DC拠出限度額の見直し～企業年金・個人年金部会の議論より

昨年6月に再開された社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、DCの拠出限度額に関する議論が行われてきました。関係団体からのヒアリング等も踏まえた最終案は11月20日に示されています。本稿では見直しの内容をご紹介したうえで、見直しの背景や予想される影響を考えてみます。

企業型DCの拠出限度額の見直し

企業型DCに拠出できる掛金の限度額(月額)は、現在は以下の二つに区分されています。

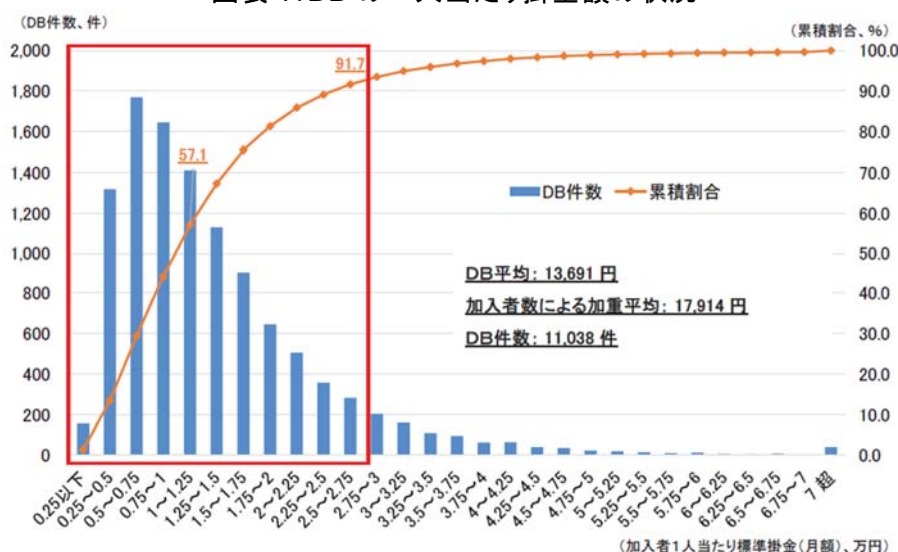
- ①DBを実施していない場合は5.5万円
- ②DBを実施している場合は2.75万円

②の限度額は①の限度額から2.75万円を引いた額となっています。つまり、現在はDB実施企業のDB掛金を一律で2.75万円と仮定して、DCの拠出限度額を設定していることになります。

しかし、図表1にあるように実際にはDB実施企業の大半は、一人当たりの掛金が2.75万円を下回っています。また、掛金の散らばりも大きくなっています。すなわち、一律で2.75万円という現在の仮定は実態と合っていないと言えます。

去年の11月20日に企業年金・個人年金部会に提示された見直し案は、これらの実態を踏まえたもので、より公平に拠出限度額を定める仕組みだと言えます。具体的には「5.5万円から、DB

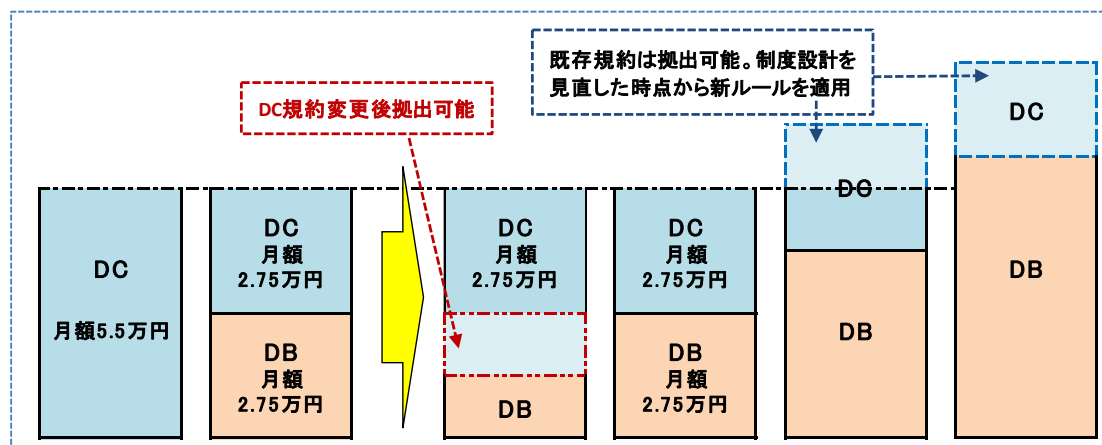
図表 1: DB の一人当たり掛金額の状況



(出所) 第17回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料6(2020年11月20日)

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

図表 2: 企業型 DC の拠出限度額(見直し案)



(出所) 第 17 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料 6(2020 年 11 月 20 日)より

野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

ごとの掛金相当額を控除した額」が新たな企業型DCの拠出限度額となります(図表2)。

この案では、DB掛金相当額が2.75万円を下回れば、企業型DC拠出限度額は現行の2.75万円よりも増加します。逆に、DB掛金相当額が2.75万円を上回れば、企業型DC拠出限度額は現行の2.75万円よりも減少します。

見直しに伴う経過措置

図表1でみたように現在のDB実施企業の大半は、一人当たりの掛金が2.75万円を下回っています。そのため上記の見直しを実施されれば、それらの企業の企業型DC拠出限度は増加することが予想されます。

一方で、中にはDBの一人あたり掛金が2.75万円を超えている企業もあります。これらの企業

の場合、企業型DC拠出限度額が現在よりも減少することになりますが、このようなケースについては「企業型DCの拠出限度額は2.75万円」とする経過措置が設けられる予定です。

ただし、経過措置の適用を受けている企業であっても施行日以降にDCの掛金又はDBの給付設計の見直しを行った場合には、経過措置の適用は終了される見通しです(図表3)。

DBの掛金相当額の計算方法

今回の見直しで問題になるのが、「DBごとの掛金相当額(仮想掛金額)をどのように算定するか」という点です。算定結果の納得性や合理性だけでなく実務面の負荷も考慮した計算方法が望まれます。

図表 3: 企業型 DC の拠出限度額見直しに伴う経過措置(案)

○施行日(※)の時点で、企業型DCとDBを併せて実施している事業主については、「月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、**企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする。**

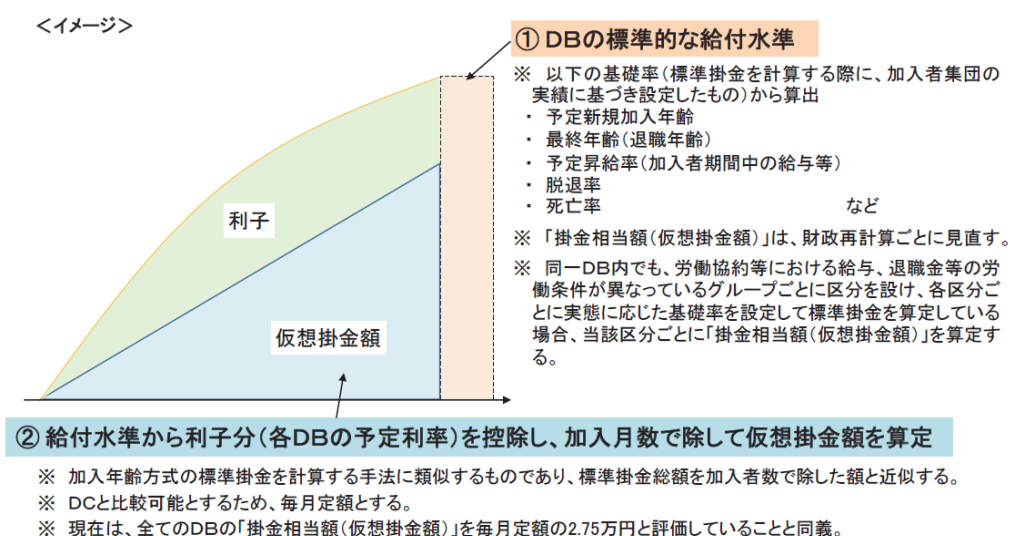
(※)施行日は未定

○ただし、経過措置の適用を受けている事業主が、**施行日以降に企業型DC規約の掛金又はDB規約の給付設計の見直しを行った場合には、経過措置の適用を終了する方向で詳細を検討する。**

(出所) 第 17 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料 6(2020 年 11 月 20 日)より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

図表 4:DB 掛金相当額(仮想掛金額)の算定イメージ



(出所)第17回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料6(2020年11月20日)

最終的には、「従業員の将来の給付水準」に対して「事業主がその時点で拠出したとみなされるもの」として算定することとされました。

具体的には、各DBの基礎率等を用いて「標準的な給付水準」を算出し、そこから予定利率による利子分を控除したものを加入月数で除することで、DCと比較可能な毎月定額の仮想掛金額を算定することになります(図表4)。

なお、仮想掛金額は財政再計算ごとに見直されることが想定されています。また、施行時¹にすべてのDBについて仮想掛金額を計算することは非現実的であるため、施行後最初の財政再計算が行われるまでの間は、標準掛金総額を加入者数で除した額で代用することも認められる方向です。

企業年金加入者の個人型DCへの拠出限度額

企業型DCの拠出限度額見直しに合わせて、「企業年金加入者の個人型DCへの拠出限度額」も見直される方向です(図表5)。

現状では個人型DCへの拠出限度額は、企業年金への加入状況によって以下の三つに区分さ

れています²。

- ① 企業型DCのみに加入している場合は、月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
- ② DBと企業型DCに加入している場合は、月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)
- ③ DBのみに加入している場合は、月額1.2万円

これに対し、見直し案ではDB掛金相当額(仮想掛金額)を用いた以下の計算式に統一される方向です³。

個人型DCの拠出限度額

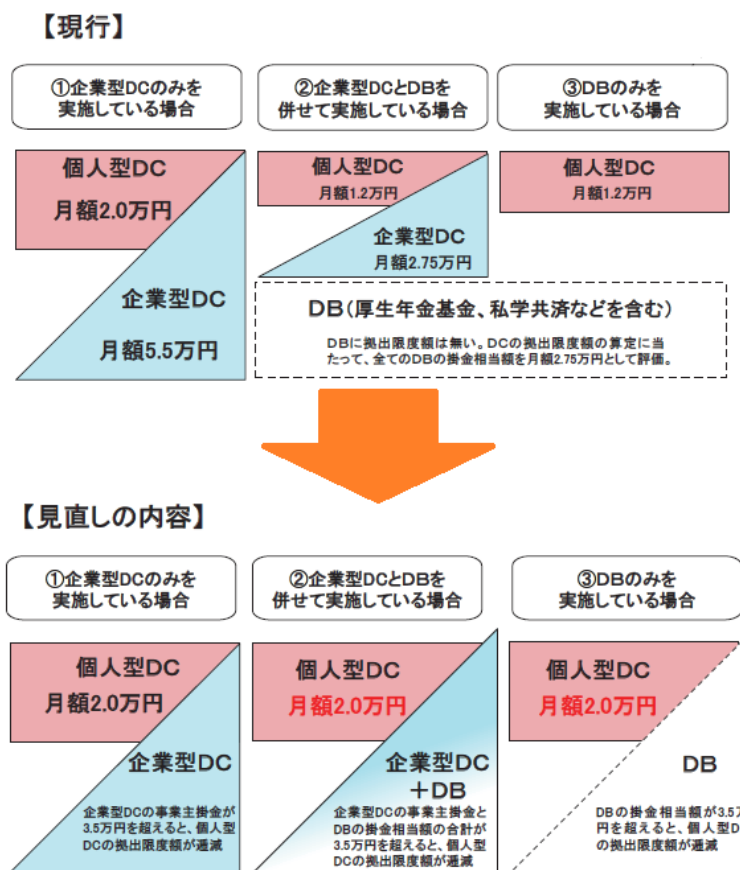
$$= \text{月額5.5万円} - (\text{企業型DCとDBの掛金額})$$
、ただし上限2万円

¹ 施行日は未定である。

² なお、この記述は2022年10月以降の取扱いである。それまでは、企業型DC加入者が個人型DCに加入する場合は「規約の定めと企業型DCの事業主掛金の上限を引き下げる必要とされている。

³ 個人型DCについての経過措置は設けられていない。

図表 5: 企業年金加入者の個人型 DC の拠出限度額の見直し(案)



(出所) 第17回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料6(2020年11月20日)より

野村證券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

つまりDBの掛金水準に関する企業間の違いが個人型DCの拠出限度額にも反映されることとなります。企業年金加入者の掛金拠出についての公平性を、企業型DCだけではなく個人型DCについても追及した見直しといえるでしょう。

見直しの背景

今回の見直しには、2019年の企業年金・個人年金部会で議論された「穴埋め型」と呼ばれる考え方が反映されていると思われます(図表6)。

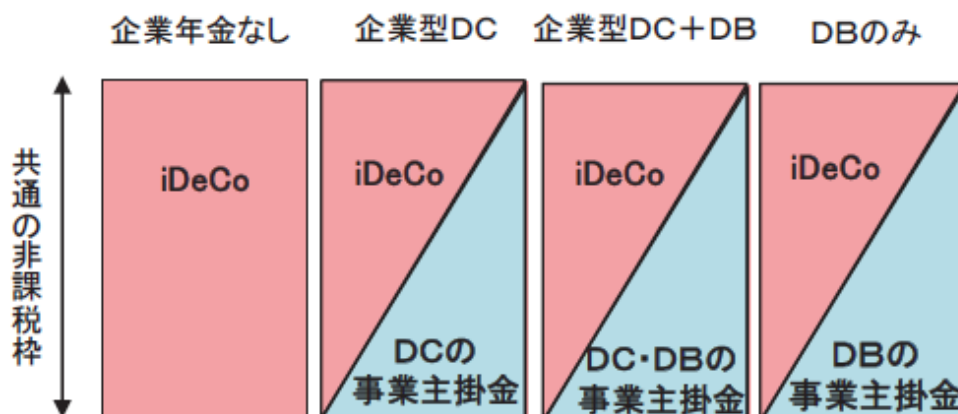
穴埋め型的前提となる問題意識は、「現行制度では働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっている」というものであり、これを解消すべく2019年の部会で「穴埋め型」の仕組みが提示されました。

提示された穴埋め型の仕組みの骨格は、以下の5点にまとめられます。

- ① 全国民について、個人別に老後のため非課税貯蓄枠を設ける
- ② 現役時代は一定の上限額まで非課税による積み立て(掛金拠出)を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税
- ③ 企業年金がある場合はDB(実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算)・DCへの企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能
- ④ 使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

図表 6: 穴埋め型のイメージ



(出所) 第7回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料2(2019年8月23日)

- ⑤退職一時金については、受給段階ではなく、
 拠出段階として控除を適用(=受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める)

今回の見直しは、企業年金加入者については、「共通の非課税枠としての5.5万円からDB掛金相当額・企業型DC掛金額を控除して個人型DCの拠出限度を設ける」というものであり、穴埋め型の仕組みのうち①や③の考え方が部分的に取り入れられたと言えるでしょう。

また、昨年11月の部会資料では、「個人型DCの拠出限度額について、自助努力に対する支援の公平、企業年金のある者とない者の公平、企業年金の普及等の観点から、引き続き、新たな設定方法を検討していく必要があるのではないか」と、さらなる検討の必要性を示唆しています。

制度見直しの影響

今回の見直しにより企業型DCの拠出限度額が増加するのは、DBの掛金相当額が2.75万円を下回る企業になります。

これらの企業で、今まで拠出限度額の制約から退職一時金や前払い退職金を組み合わせていた場合には、今回の見直しにより退職一時金や前払い退職金部分を企業型DCに取り込める

可能性があります。

一方で、掛金相当額が2.75万円を超える給付水準の厚いDBを保持している企業においては、今後の制度見直しの際に、今回の見直しを踏まえた検討が課題になります。

企業型DCの拠出限度額を維持するためには、DBの縮小が必要になる可能性があります。DBを退職一時金制度や前払い退職金制度に移行することも含めて、退職給付制度全体の再設計が課題になると考えます。

また、今回の見直しで個人型DCの拠出限度額が増加するのは、「企業年金(DBおよびDC)の加入者であって、企業年金の掛金水準が相対的に低い企業に勤めている方々」だと想定されます。言い換えれば企業年金の給付水準があまり厚くない企業に勤めている方々の個人型DCへの拠出限度額が増加するものと思われます。

人生100年時代と言われるなか、個人による老後資金準備が重要なことは言うまでもありません。その際に、特に自助努力が重要になるのは「企業年金がない。または、企業年金の水準が高くない」方々だと考えられます。企業年金の水準が十分とは言えない企業に勤めている方々が、新しい個人型DC拠出限度額を有効に活用して老後資金形成を図ることが期待されます。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

— 次号のお知らせ —

次号は

4月12日(月)

発行予定です。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合は、2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル
TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981
Email: nenkin@jp.nomura.com

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。